

水域類型の指定及び指定の見直し(案)の作成方針

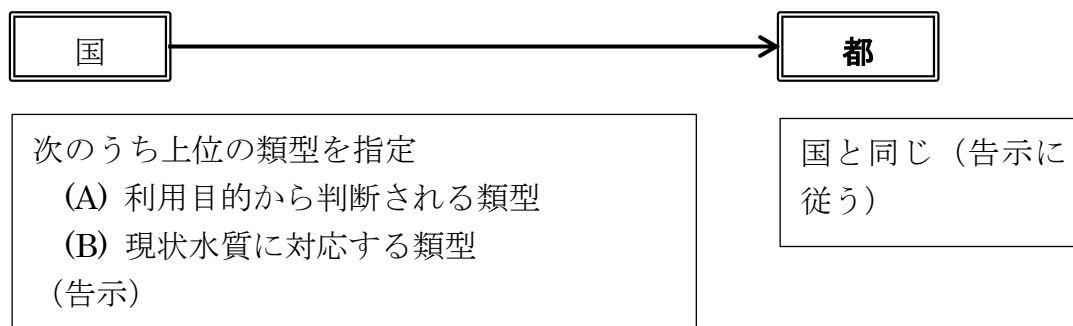
法定受託事務であるため、国の考え方に従う。

根拠とした告示、通知文等

告示	「水質汚濁に係る環境基準」(昭和46年12月28日 環境庁告示第59号)(最終改正:平成26年11月17日 環境省告示第126号)
処理基準	「環境基本法に基づく水質環境基準の類型指定及び水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理基準」(平成13年5月31日 環水企第92号)(最終改正:平成25年3月27日 環水大土発第13 03271号、環水大土発第13 03271号)
水質調査方法通知	「水質調査方法」(昭和46年9月30日 環水管第30号)
達成期間通知	「水質汚濁に係る環境基準の達成期間の取扱いについて」(昭和60年6月12日 環水管第126号)
中環審資料	「中央環境審議会 ^(注) 水環境部会陸域環境基準専門委員会(第10回)」(平成22年5月14日) 資料3-2「水質汚濁に係る環境基準水域類型指定の考え方及び見直し方針(案)」

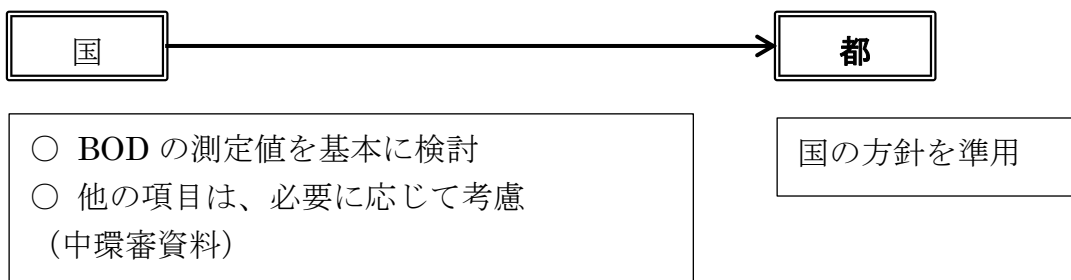
^(注) 環境基本法第41条に基づき、環境省が設置

1 指定すべき類型

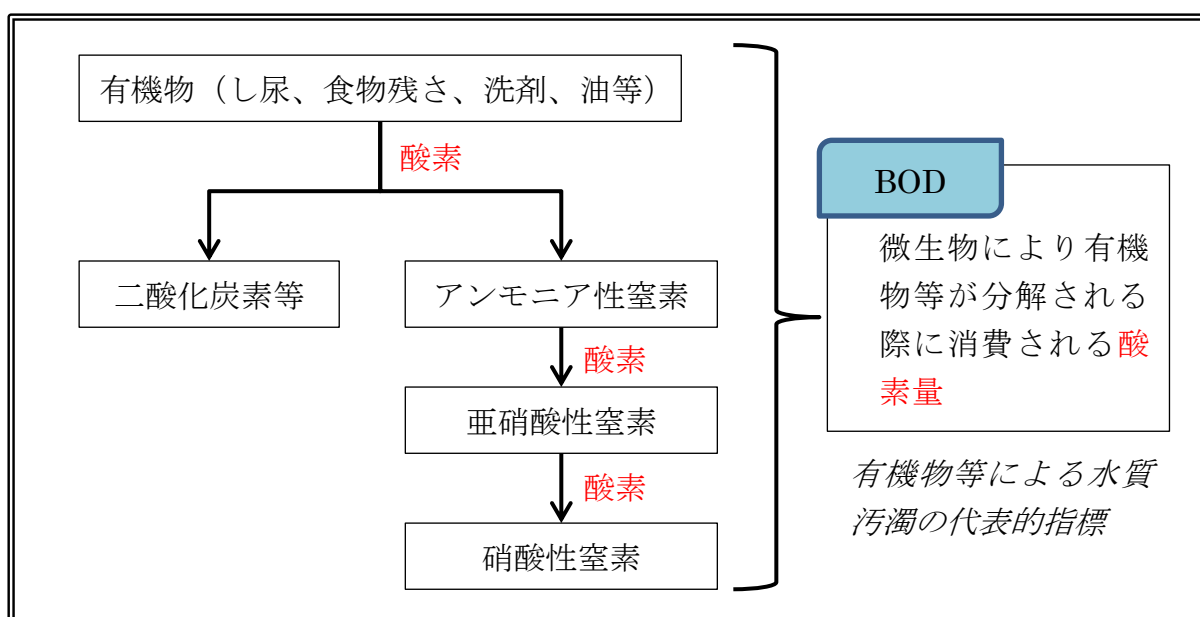


2 現状水質の判断基準

(1) 基本的な考え方



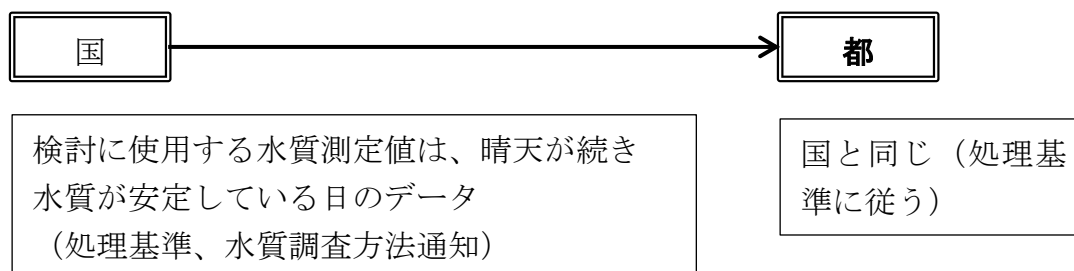
※ 環境省は、BOD 以外の項目を水質判断に利用していない。



BOD 以外の項目について (補足)

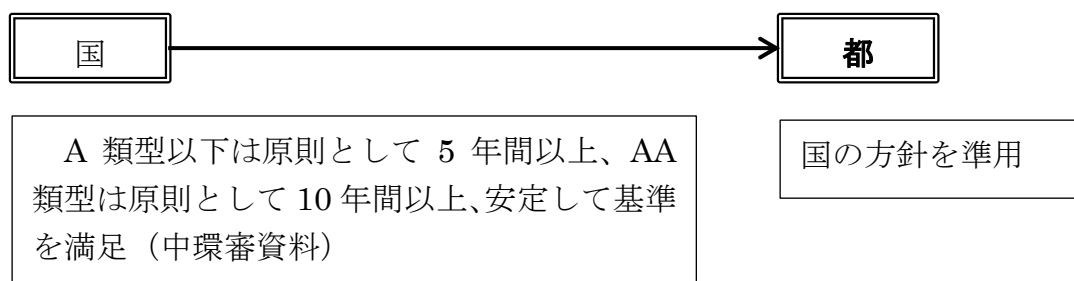
pH	自然的原因 (光合成による pH 上昇) により、環境基準に不適合となる場合がある。 ⇒ 評価・対策にあたっては、自然的原因によることを考慮 参考資料4 参照
溶存酸素量 (DO)	自然的原因 (感潮域における海水の流入による DO 低下) により、環境基準に不適合となる場合がある。 ⇒ 評価・対策にあたっては、自然的原因によることを考慮 参考資料4 参照
大腸菌群数	① 糞便性汚濁の状況を正しく示していない (大腸菌との相関が低い) ② 都内では、糞便性汚濁が生じる状況にはない (下水道普及率 99%以上、し尿の未処理放流の禁止) ★ ただし、雨天時に、合流式下水道越流水の影響により大腸菌数が増大する地点が存在

(2) 検討に使用するデータ



水質汚濁防止法第 16 条に基づき策定した「水質測定計画」に基づき、東京都、国土交通省、八王子市及び町田市が実施した水質測定調査の結果を使用

(3) 水質 (上位類型の基準を満足しているかどうか) の判断方法



BOD の環境基準の達成状況の評価方法について (補足)

75%水質値 (75%値) で判断 (処理基準)

告示	「通常の状態」における「日間平均値」で判断 「通常の状態」= 「河川にあつては低水量以上の流量がある場合、湖沼にあつては低水位以上の水位にある場合等」 ★ しかし、「通常の状態」の判断が難しい
処理基準	日間平均値の年間データのうち、75%以上が基準値を満足することをもって基準適合と判断

(例) 75%値は 2.3 平均値は 2.0

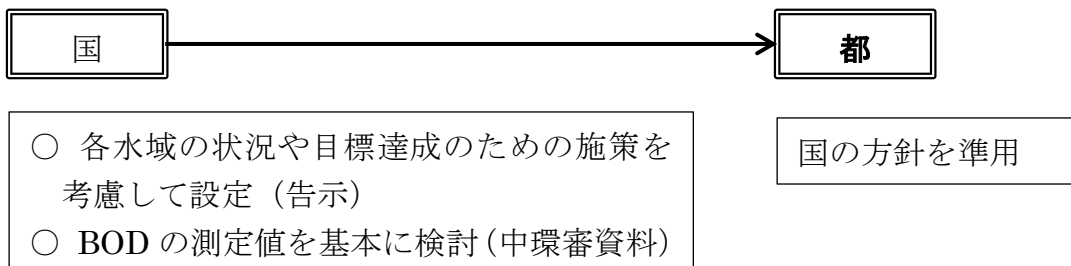
番目	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
%			25%			50%			75%			100%
日間平均値	0.7	1.2	1.3	1.3	1.5	1.6	1.8	2.1	2.3	2.5	2.9	4.5

「通常の状態」とみなす

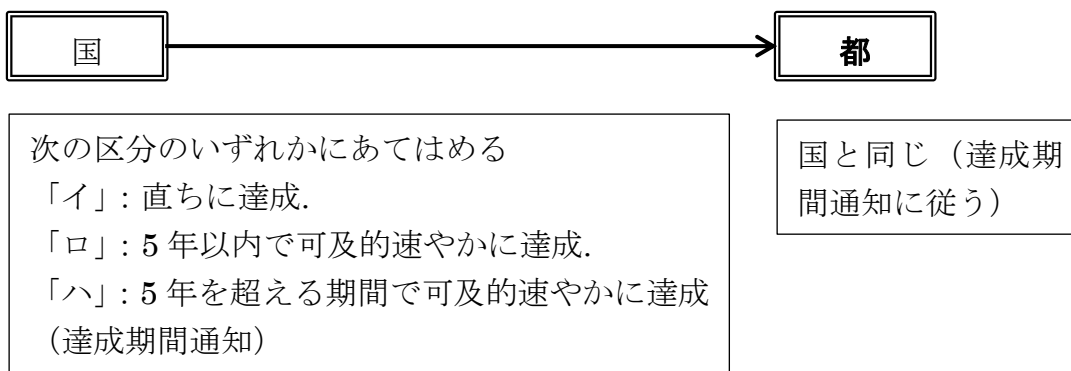
「通常の状態」以外とみなす

3 達成期間

(1) 基本的な考え方



(2) 達成期間の区分



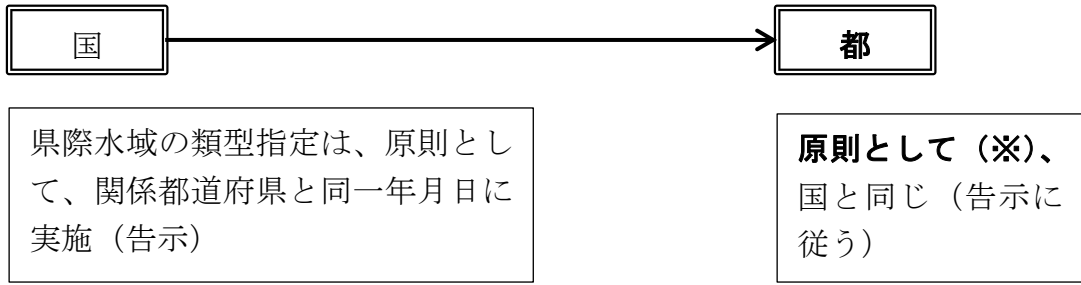
○ 過去 5 年間 (A 類型以下) 又は過去 10 年間 (AA 類型)、BOD75%値が「指定、及び指定の見直し (案)」の基準値に適合している水域は、「イ 直ちに達成」とする。(46 水域)

○ その他の 4 水域 (BOD 値・・・指定案の類型を超過した値)

水域	指定案		BOD75%値 (mg/L)	理由
	類型	達成 期間		
No.1 大場川	C	イ	H22 4.2 H23 5.3 (※) H24 4.8 H25 4.8 H26 4.7	<ul style="list-style-type: none"> 平成 23 年度は C 類型の基準を超過したものの、その他の年度は C 類型の基準を達成。長期的には、水質が改善傾向。 埼玉県が同一地点で測定した結果では、平成 18 年度以降、C 類型の基準を達成。 (※) 埼玉県の測定結果 (測定日が異なる) は、4.0mg/L 以上から、環境基準を直ちに達成可能と判断。
No.7 新河岸川	C	ハ	H22 5.4 H23 6.4 H24 5.6 H25 4.1 H26 4.7	<ul style="list-style-type: none"> BOD 水質の変動が大きい。原因は、新河岸水再生センター放流水の影響と考えられる。 新河岸水再生センターでは、平成 25 年度から疑似嫌気法の導入を段階的に進めているが、これは、東京湾の水質改善のための「りん処理」を目的としたものである。「多摩川・荒川等流域別下水道整備総合計画」(平成 21 年 7 月、目標年度:平成 36 年度)における施設整備が終了すれば BOD 水質が大幅に改善するが、現時点では計画の年次は未定である。 <p>以上から、達成期間を「ハ」とする。</p>
No.42 鶴見川 上流	D	ロ	H22 4.2 H23 6.4 ^(注) H24 5.4 ^(注) H25 8.4 H26 7.1	<ul style="list-style-type: none"> BOD 水質の変動が大きい。原因は、町田市鶴見川クリーンセンター放流水の影響と考えられる。 現在、町田市が鶴見川クリーンセンターの施設増設を進めており、平成 30 年 4 月に新施設の稼働を予定している。 <p>以上から、達成期間を「ロ」とする。</p>
No.48 柳瀬川	C	イ	H22 3.9 H23 5.2 H24 1.6 ^(注) H25 2.8 ^(注) H26 3.5 ^(注)	<p>所沢浄化センター (下水処理場) の廃止 (平成 23 年度末) 後、清柳橋における BOD 水質が大幅に改善した。 このため、直ちに達成可能と判断。</p>

(注) 神奈川県又は埼玉県の測定地点の BOD75%値

4 県際水域の扱い



（※）都県境の上下流で「水域の利用目的が異なる場合」や「水質・水量が著しく異なる場合」については、上下流を別水域とみなし、指定等を進める

○ 上下流を別水域とみなす県際水域 → 指定等を進める

水域名	都県名	主な利用目的	指定等（案）適用後の 類型指定状況
No.7 新河岸川	埼玉県（上流）	水産3級	C類型
	都（下流）	工業用水1級	C類型
No.43 恩田川	都（上流）	環境保全	B類型
	神奈川県（下流）	農業用水	未指定
No.45 成木川	都（上流）	水産1級、工業用水1級、農業用水	AA類型
	埼玉県（下流）	水産2級、農業用水	A類型
No.47 霞川	都（上流）	農業用水	A類型
	埼玉県（下流）	水産2級、農業用水	B類型
No.50 黒目川	都（上流）	環境保全	A類型
	埼玉県（下流）	水産2級	C類型